

練馬・文化の会 会だより

共同代表：相川充弘 岡部昭 加藤久晴 小沼穂子 古賀義弘 田場洋和

事務局：森田彦一 TEL: 03-3951-4276 FAX: 03-3951-0616

(会費などの郵便振替：00150-7-130265 練馬・文化の会) ホームページ <http://www.nerimabunka.com/>

恒例の新年会、今回の目玉企画は沖縄舞踊（植竹さん）

1月11日（日）午後2時～5時 職員研修所 会費2000円
出欠の返信ハガキ（切手を添付してください）を12月20日迄に！

恒例の新年会は、今年は1月11日（日）午後2時～旧公民館近くの職員研修所で行います。好評を得ているアトラクションの今年の目玉は琉球舞踊の植竹さん。今回は文化の会と他団体との繋

がりを広げるために会員外の多くの人にも参加を呼びかけます。他団体に先がけての新年会です。賑々しい会にできればと思います。返信は12月20日までに。

11月8日の「第5福竜丸を知っていますか？」の成功を！ 文化の会からは会員の3分の1近い52名が賛同

8日の「第5福竜丸」イベントは、全国的にも珍しい原水禁、原水協の共同イベントということもあって、突然の「賛同」のお願いの連絡でしたが、下記のように52名の会員方から賛同を頂きました。ほかの会員の方には連絡を取り切れませんでした。この紙面を借りてお詫び申し上げます。今後、安倍の暴走にいかにかストップをかけていくのか、会として一丸にたたかうための貴重な教訓となりました。引き続きご協力お願いいたします。
 (賛同者一覧)

相川マチ、相川充弘（共同代表）、浅原修一、有原誠治、大内要三（長崎の証言の会地方委員）、大平真紀、小川政亮、小田原美保、大日方純夫、

片山むぎほ、勝山繁、加藤久晴（共同代表）、木谷八士、轡田英夫（事務局次長）、小岩昌子、神谷國善、古賀義弘（共同代表）、小林登美夫、小沼穂子（共同代表）、坂本茂、猿田佐世、椎木俊英、島田孝二、上甲まち子、東海林勤、田島和夫、立川君子、田中正男、田場洋和（共同代表）、田場祥子、田場暁生、寺沢和子、寺田秀夫、中村茂樹、鳴海加代子、荷口鉄雄、西浦昭英、西田昭司、比嘉高、不破秀彦、眞嶋康雄、水野尾隆子、水野尾孝、宮下智行、望月達雄、森田彦一（事務局長）、森田亮子、矢島十三子、吉田巴蔵、吉田幸子、吉原功、（他に匿名希望が1名）

来年（2月開始）は若者向けの連続「戦争」語り部企画

集団的自衛権許さない「戦争っておっかねー！～戦争の記録と記憶」セミナー

戦後70年、戦争の記憶が薄れる中での集団的自衛権行使容認の閣議決定、特定秘密保護法の制定です。当会では小岩さんの語り部活動や映画上映で「戦争の恐ろしさ」に焦点をあてた活動に取り組んできましたが、新年2月からは隔月で「戦争っておっかねー」映像上映と語り部活動に取り組めます。

第1回（2月）「情報戦の恐怖・・・中野学校は何をしたか？」 トーク：中野学校卒業生、映像：加藤ドキュメント（波照間・西表の残置工作員を描く）

第2回（4月？）：「銃後の守り」（学徒動員、空襲ほか・・・）

第3回（6月）「ムサシノにも戦争があった」：
 トーク：会員の西田昭治氏 映像：テレビみつがしわ「同名」

第4回（8月？）「原爆と原発」 トーク：未定
 映像：テレビみつがしわ（肥田氏のもの）

第5回（12月？）「強制疎開・・・」 トーク：体験者 映像：加藤氏のドキュメンタリー

会員の関わっているイベント・チラシのご案内

○加藤久晴：たんぼぼ会主催・原発とテレビメディア第2弾—反原発番組への圧力と抵抗—11月15日18時 たんぼぼ舎のあるビル

○坂本茂：区民集会平和基地分科会「集团的自衛権解禁で～自衛隊はどうなるのか？」11月9日(日)午後2時～ココネリ3階研修室2

○猿田佐世：「安倍政権2年間の安保・外交政策を振り返る—沖繩米軍基地問題を中心に」11月13日午後6時～衆院第1議員会館大会議室

○有原誠治：有原監督演出・編集「ブラジルに生きるヒバクシャ」上映と交流集会、12月1日(月)午後6時30分～練馬区庁舎地下大会議室

○西浦昭英：「高岩仁監督作品上映会・教えられなかった戦争：侵略マレー半島」15年1月24日、東京ウイメンズプラザホール

○浅原修一：開進地区教育懇談会「子どもに権利って、あるの？」11月30日(日)午後2時～解説：土田謙治さん、開2小2階会議室 資料代；300円

○桂南なん、下哲也、中村茂樹；わかとの会主催 岩崎加根子×若井なおみ「朗読の集い」今昔物語、星の王子様 11月30日(日)練馬区役所19階1902会議室 午後1時30分開場/2時開演 会費1,000円

「風船爆弾」使用の和紙技術がユネスコの無形文化遺産に！

風船爆弾に使用された和紙の制作技術がユネスコの無形文化遺産に登録される見通しにあること

を東京新聞「筆洗」(10月29日付け)が以下のように報じています。 ↓↓↓

筆洗

おととい夜の強い風が、木枯らし1号だったという。昨年よりも半月ほど早い。今年もはや北風の時季である▼木枯らしは北寄りの風だが、この時期は偏西風も強い。気流となって日本から太平洋を越え、アメリカ大陸へ向かっていく。第二次世界大戦中、日本軍の風船爆弾はこの偏西風を利用した。一九四四(昭和十九)年十一月、福島、千葉などの放球基地から、数千発が空へ向かった。ちょうど七十年前の木枯らしの季節である▼直径十センチの風船に爆弾を装着し、風まかせて約九千キロ先の米国土に落下させる。損傷を与えることよりも「謎の風船」で米国人の心をかく乱を狙った▼風船は和紙とコンニャク製である。コンニャク芋をノリ状にして和紙に塗布する。軽くて水を通さない風船ができた。製造には女子学生が大量に動員された▼約一割が米国土に到着したそうで、ほかにはできぬ。暗い歴史の断面とはいえず、和紙の力か▼木枯らし1号とともに日本の和紙技術がユネスコの無形文化遺産に登録される見通しの報。「この国を振り返って見たとて、こんな味心の紙には会へない」。民芸運動の柳宗悦はかつて和紙をそうたたえたが、悲しい使われ方ではなくて、本来の美しさが世界の注目を一層集めれば喜ばしい▼紙には思いを纏る。コンニャクは木枯らし吹く日のおでんに。「当たり前」の大切さをかみしめる。

2014・10・29

日米軍事演習の最大の敵は“糞と紛失した機関銃の弾”

練馬平和委員会 坂本 茂

「少数の者を長期にだますこともできる、多数の者を短期間だますこともできる、多数の者を長期間だますことはできない」リンカーンの言葉だ。

2014年11月中旬から「国民保護訓練」と住民をだまし、米軍と自衛隊が6000名参加して、日本中を戦場に想定する大演習が陸上自衛隊朝霞駐屯地で始まろうとしている。

今回の演習は6年前実施した演習とは違い駐屯地周辺自治体へほとんど情報提供がされていない。

しかし、防衛省は演習本番に向けて厄介な二つの事件を抱えている。

一つは、本年6月25日午後、和光市など100ミリの集中豪雨により朝霞駐屯地の欠陥構造の疑われる浄化槽(雨水以外のトイレ・風呂・食堂から出る汚水処理が目的)が朝霞駐屯地の土地で高さが一番低く、すり鉢状の底にあったため駐屯地の雨水が流入して水没して電源喪失(和光市長は吉田市議(共産)の議会質問に浄化槽は福島第一原発

の構造と同じだとして自衛隊へ要請すると回答した。汚水が生のまま越戸川（こえどがわ：埼玉県和光市及び朝霞市を流れる一級河川、朝霞駐屯地が水源。荒川水系で新河岸川の支流である。）へ11日間流出され越戸川上流から風向きで2キロ先でも悪臭問題でパトカーが出動する事件にも発展した。自治会長や住民から和光市へ多数苦情を受けながら「悪臭事件」についてマスコミは一切報道しなかった。

かつて6年前（2008年12月）5700人参加した日米共同方面隊指揮所演習でも、朝霞駐屯地内の浄化槽容量を超えたため住民は米兵たちの糞に悩んだ過去がある。その後も反省せず浄化槽の容量を増やしていない。

朝霞駐屯地は「前回より仮設トイレを増やし、台所やシャワー・トイレの制限を実施する。いざとなったら人海戦術で土糞積む」と説明する。米兵から苦情が出ないのだろうか？

この事件に新聞の論説委員は「浄化槽ひとつ、満身に管理できない自衛隊、有事になれば、駐屯地もご近所も糞まみれになる」と笑いながら語った。

二つ目は、2013年8月6日、朝霞訓練場で発生した5・56ミリ機関銃の実弾紛失事件である、新聞報道が全くなく今年1月、陸上自衛隊練馬駐屯地（東京都練馬区北町）の自衛官から日本平和委員会への内部告発で明らかになった。同年10月にはテレビ報道されているように陸上自衛隊東富士演習場（静岡県）で自衛官が89式自動小銃を紛失する事件も発生している。しかし、両事故とも未だ解決されていない。

防衛省からの情報公開文書によれば、昨年10月の小銃紛失事件に関しては3ヶ月後の今年1月21日、事件当人を始め4名が処分された、防衛省は紛失した小銃は師団で捜索するも、未発見であり、現在も捜索捜査中であるとしている。当人の2等陸曹（停職30日）以下上司の陸曹長（停職4日）3等陸佐（減給1ヶ月の15分の1）最後に一番偉い連隊長は1等陸佐（訓戒）、たかが小銃なくしても連隊長には些細な出来事として防衛省は訓戒で済ませた。旧軍隊なら即刻銃殺刑だろう。

2013年だけでも小銃や弾丸など紛失した事件は6/24～10/12まで5件もあった、防衛省は各部隊長などへ多発している紛失事件に“原点に帰れ”指揮官の統制下、武器弾薬を厳正に管理せよと通達を出している。

昨年8月6日以降、朝霞駐屯地から周辺自治体

へ実弾紛失事件の事後報告が全く無い。

紛失した弾を小銃に装填すれば人を殺せると幹部自衛官や大手新聞記者も証言する。

”たかが弾”とも思っているのだろうか、朝霞駐屯地の機関銃弾紛失事件は1年3ヶ月経っても未だに懲戒など処分なしだ。防衛省は小銃紛失事件調査中の3ヶ月で処分をして、弾は”警務隊の調査終了後”と言う、引き伸ばしをしてうやむやにする可能性濃厚である。

情報公開で暴露された昨年7月の都立田無工業高校の史上初の“2泊3日 非公開自衛隊体験入隊”、東京都教育委員会は11月26日から自衛隊武山駐屯地（神奈川県横須賀）で都立大島高校生をターゲットにしようとしている、絶対阻止しよう。

以上の記事は全て情報公開法と自衛官から説明を受けたものだ、12月10日より情報公開も内部告発も御法度の秘密保護法が運用されようとしている、不都合な真実は闇の彼方に葬られ、今回



日米共同演習の準備で大型テントを設置する自衛隊員

のような記事が書けなくなる可能性が出てきた、しかし、私は未来のため書き続けたい。

秘密めいた東京都教育委員会や、指揮の乱れる防衛省は集团的自衛権の行使に躍起になる安倍さんの命令にただ従い続けるだけのようだ、しかし、今からでも遅くはない。

ニッポンの未来のため自ら“原点に返り”戦争と平和のあいだを切れ目がなく日米同盟を推し進め、日本中を戦場と想定する日米共同演習や徴兵制の真似事より、真の子どもたちの教育や話し合いによる外交努力による協議を強く望むものである。

(2014/10/28 記)

くらしと法律① 一遺言と遺留分一

弁護士 田場暁生

いつもお世話になっています。今回から、「くらしと法律」と題して（不定期）連載をさせていただくことになりました。よくご相談を受けるのは、相続、離婚、交通事故、不動産売買、借地借家、労働、中小企業経営に関する問題などですが、身近な法律問題から国際的な 이슈まで幅広く触れたいと思います。よろしくお願ひします。

Q 私には妻と子供が2人います。次男は私の面倒をよく見てくれるのですが、長男は若い頃に家を出て行き、最近20数年ぶりに家に戻ってきました。仕事もせず昼間からお酒ばかり飲んでいます。私には、今住んでいる家と銀行預金などの財産がありますが、それらは妻と次男に半分ずつあげたいと思っています。どうすればよいでしょうか？

A: 困ったご長男ですね。だいたいこういうタイプは次男に多いのですが（笑）。

ご質問の場合、遺言を作成することをお勧めします。

遺言には、普通方式と特別方式の2種類がありますが、通常使われるのは普通方式のうちの自筆証書遺言と公正証書遺言です。前者は文字どおり自署で記載するものです。ただ、遺言者の死後に遺言の内容に納得しない相続人の一部から「偽造だ」の主張がされたり、筆跡などが問題になることもあります。また、財産の記載漏れや、記載の仕方が不十分で遺言内容が法律上効力を持たないこともあります。よって、公正証書遺言をお勧めします。公正証書遺言は、公証役場で公証人が口述筆記で作成します。公証役場に保管されるため、偽造や筆跡などは問題となりません。

もともと、兄弟姉妹以外の法定相続人は、相続財産のうち一定割合を取得できることが法律上保障されており（＝遺留分）、これは遺言などによっても奪うことができません。よって、遺留分を要求する相続人には、一定の財産を相続させなくてはなりません。

遺留分の具体的な割合は、

① 直系尊属のみが相続人である場合：被相続人の財産の3分の1

② ①以外の場合 被相続人の財産の2分の1

たとえば、配偶者と子供2人が相続人の場合、

配偶者の遺留分は法定相続分（2分の1）の半分である4分の1、子供1人あたりの遺留分は法定相続分（1人あたり4分の1）の半分である8分の1です。2000万円の相続財産がある場合、遺言などがなければ配偶者が1000万円、子供2人は500万円ずつを相続することになりますが、「相続人以外の第三者に全部あげる」との遺言があれば遺留分はその半分である、妻500万円、子供250万円ずつになります。

遺留分を侵害された者が、贈与又は遺贈を受けた者に対し、遺留分侵害の限度で贈与又は遺贈された物件の返還を請求すること遺留分減殺請求と言います。これは、相続開始及び減殺すべき贈与又は遺贈のあったことを知ったときから1年又は相続開始のときから10年を経過したときは行使することができなくなります。1年と短期の時効も定められていますので、駆け込みで遺留分減殺請求についての相談を受けることもままあります。遺留分減殺請求権を行使しない場合には、遺言どおりに遺産が分配されることになります。

以上のように、あなたが「奥様と次男に半分ずつ遺産をあげる」という遺言を作成した場合、あなたの死亡後に長男が遺留分減殺請求権を行使してくれば、相続財産のうち8分の1は長男にあげなくてはなりません。遺留分減殺請求権を行使しなくてはならない場合、あなたの遺言どおりに奥様と次男が半分ずつ遺産を相続できます。

なお、そのほかに、遺言書を無理矢理つくらせられた場合や虐待などがあった場合、そのような行為をした人を相続人からはずす、欠格や廃除という制度がありますが、詳しくはご相談ください。

（2003年 弁護士登録 練馬区法律相談員 日本弁護士連合会憲法委員会委員）

